

提案条例等説明資料

令和4年6月

浜田市議会定例会議

提案規則説明資料

担当部名称 議会運営委員会

1	議案番号	発議第5号
2	題名	浜田市議会会議規則の一部を改正する規則
3	目的・理由	新型コロナウイルス感染症や大規模災害その他やむを得ない事由により、議員が協議等の場の開会場所に参集することが困難となる場合に、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができることとするため、所要の改正を行うものです。
4	概要	協議等の場の開催方法の特例の追加（第108条関係） 新型コロナウイルス感染症等のまん延、災害等の発生その他やむを得ない事由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができることとする。
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

提案者 議会運営委員会

1	議案番号	発議第6号
2	題名	浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	新型コロナウイルス感染症や大規模災害その他やむを得ない事由により、委員が委員会の開会場所に参集することが困難となる場合に、オンラインによる方法で委員会を開くことができること、及び公述人又は参考人がオンラインによる方法により公聴会又は委員会に出席できることとするため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 委員会の開会方法の特例の追加（第12条の2関係） 委員長は、新型コロナウイルス感染症等のまん延、災害等の発生その他やむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で委員会を開くことができることとする。</p> <p>2 公聴会に係る規定の追加（第5章の2）</p> <p>(1) 公聴会開催の手續 (2) 意見を述べようとする者の申出 (3) 公述人の決定 (4) 公述人の発言 (5) 委員と公述人の質疑 (6) 代理人又は文書による意見の陳述</p> <p>3 参考人に係る規定の追加（第5章の3）</p> <p>4 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	公布の日